

規程第 2 号

公益社団法人とくしま森林バンク 役員報酬等支給基準規程

（目的）

第 1 条 この規程は公益社団法人とくしま森林バンク（以下、森林バンクという。）定款第 30 条の規定に基づき、役員の報酬の基準及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第 25 条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、森林バンクの主たる事務所及び従たる事務所を主たる勤務場所として週平均 2 日以上就業する者であって、他の法人の常勤役員又は常勤職員になっていない者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）

第 3 条 常勤役員には、定款第 30 条に定めるとおり、総会において定める総額の範囲内で、報酬等を支給することとし、非常勤役員は、無報酬とする。

ただし、非常勤役員のうち業務執行理事等の日常の業務執行に従事する者（以下、「非常勤専務理事等」という。）については、総会において定める額の範囲内で、報酬等を支給することとする。

2 役員には、賞与及び退職慰労金を支給しない。

（報酬等の額の決定）

第 4 条 常勤役員又は非常勤専務理事等の報酬月額基準は、常勤役員俸給表（別表 1）及び非常勤専務理事等俸給表（別表 2）のとおりとし、報酬等の号俸の決定は、総会において定める額の範囲内で、理事長が決定するものとする。

2 監事の報酬は、各年度の総額を 200,000 円以内とする。

3 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 12 年法律第 50 号。以下「派遣法」という。）に基づき、森林バンクの業務に専ら従事させるため派遣する徳島県職員（以下「派遣県職員」という。）に関し、徳島県と森林バンクが協定を締結したとき

は、第1項の規定にかかわらず、協定書に規定した報酬とすることができる。

- 4 森林バンクの業務に専ら従事させるため、他の関係団体から派遣する役職員（以下「派遣役職員」という。）に関し、派遣元と森林バンクが協定を締結したときは、第1項の規定にかかわらず、協定書に規定した報酬とすることができる。

（報酬の改訂）

第5条 常勤役員及び非常勤専務理事等の報酬の改訂は、原則として役員改選時にこれを行う。

（費用弁償）

第6条 森林バンクは、役員が、その職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができる。

- 2 役員には、職務の執行のため出張に要する旅費(宿泊費含む)を、職員の通勤手当の支給基準に準じて支給することができる。

- 3 常勤役員には、その勤務の実態に応じ、職員の通勤手当の支給基準に準じて通勤手当を支給する。

（改正）

第7条 この規程の改正は、総会の議決により行うものとする。

（補 則）

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て別に定めるものとする。

附則

この規程は、令和4年11月1日から施行する。

この規程の改正は、令和5年5月31日から施行し、適用は令和5年4月1日からとする。

この規程は、令和7年7月1日から施行する。

別表1（第4条関係）

常 勤 役 員 俸 給 表

号 俸	報 酬 月 額	備 考
1	260, 000円	
2	300, 000円	
3	340, 000円	
4	380, 000円	
5	400, 000円	
6	420, 000円	
7	440, 000円	
8	460, 000円	
9	480, 000円	
10	500, 000円	

別表2（第4条関係）

非 常 勤 専 務 理 事 等 俸 給 表

号俸一種	報 酬 月 額	備 考
1－1	85, 000円	
1－2	78, 000円	
1－3	68, 000円	
1－4	54, 000円	
2－1	90, 000円	
2－2	82, 000円	
2－3	72, 000円	
2－4	54, 000円	
3－1	95, 000円	
3－2	87, 000円	
3－3	76, 000円	
3－4	60, 000円	
4－1	100, 000円	
4－2	92, 000円	
4－3	80, 000円	
4－4	64, 000円	